

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する 規則案について（概要）

1 改正の理由

不利益処分の実施前に処分の名宛人となる者から意見を聴取する「聴聞」の手続に関して、審理を公開する場合の公示の方法を見直すとともに、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の制定による行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正等に伴い、福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成8年福岡県規則第2号。以下「規則」という。）について、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の概要

- (1) 聴聞手続において、審理を公開して行う場合は、その旨を事前に福岡県公報に掲載して公示することとしていましたが、当該公示をインターネット等で行えるようにするため、文言の整理を行います。
- (2) 聴聞の審理の経過を記載した調書等において、聴聞を主宰する者等の記名及び押印を義務付けていますが、当該押印は不要とします。
- (3) その他、規則で引用する行政手続法の条項の移動等に伴い、所要の規定の整備を行います。

3 施行期日

令和8年4月1日等